

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 修正申告と更正

Q : 修正申告をするよう税務署から求められていますが、納得できません。修正申告をするとした場合に注意しておかなければならないのはどのようなことでしょうか。

A : いったん修正申告書を提出してしまうと、不服申立てはできなくなってしまう。

【解説】

修正申告をするのは、すでに提出した申告が過少である場合、その申告を増額訂正する場合です。税務調査の結果、所得のもれを発見されると、修正申告書の提出を求められますが、税務署の指摘する内容が納得できないのであれば、修正をする必要はありません。

修正申告に応じない場合、税務署は更正処分をすることができますが、青色申告者であれば、その更正処分には理由附記をしなければ処分が無効になってしまいますし、立証責任は租税行政庁に求められますから、税務署もかなり慎重にならざるを得ないでしょう。

更正の場合には、納税者から異議申立て又は審査請求という不服申立てができますが、修正申告は自らこれが正しい申告ですとって修正したのですから、納税者からの不服申立てはできません。

修正申告書を提出するに当たっては、税務署からの要求であったとしても、慎重に検討してから提出するようにしてください。

